

事業番号	113
------	-----

平成24年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	生活保護等扶助事業						担当部	健康福祉部		
	会計区分	一般会計			事業類型	法定受託系	担当課	福祉課			
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	保護係		
	総合計画 分野別計画	主目的	3 保健福祉		15 地域福祉		4 安心して、相談や情報の提供ができる体制を整備する				
		副目的									
	予算区分	款	3	項	4	目	1	大	3	中	1
	根拠法令・個別計画	生活保護法・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援等に関する法律の一部を改正する法律									
	実施・運営方法 ※費用合計に占める 経費の内訳(割合)	直接実施・ 運営	100 %		委託	0 %		助成	0 %		
	目的 (対象をどの様な 状態にするのか)	生活困窮者に対し、最低限度の生活を保障するために必要な保護を行うとともに、自立を助長する。									
	内容 (手段)	<p>1. 生活保護 1,532,448千円 困窮の程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の給付を行いました。 また、生活保護受給者の就労による自立を促しました。</p> <p>2. 中国残留邦人支援給付 22,166千円 7世帯に対して、支援給付を実施した。</p> <p>3. 住宅手当緊急特別措置 6,804千円 44世帯に対して、住宅手当を支給しました。</p>									
受益者負担	無										

		単位	H21決算額	H22決算額	H23決算額	H24予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	1,085,322	1,433,190	1,561,418	1,692,219	
		正職員	従事者数	人	6.00	6.00	7.00	9.00
			人件費	千円	31,914	31,914	37,233	47,871
		その他職員	従事者数	人	3.00	4.00	3.00	3.00
			人件費	千円	5,033	6,098	7,513	7,849
		費用合計	千円	1,122,269	1,471,202	1,606,164	1,747,939	
	対前年比	%			131.0	109.1	108.8	
財源	一般財源	千円	229,471	340,509	389,840	431,026		
	国・県支出金	千円	892,798	1,130,693	1,216,324	1,316,913		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業	活動指標名	単位		H21	H22	H23	H24
	保護開始世帯		世帯	目標	—	—	—
実績				284	231	218	
保護廃止世帯		世帯	目標	—	—	—	110
			実績	119	127	110	
自立支援プログラム参加者数		人	目標	—	—	—	30
			実績	3	1	13	
績	成果指標名	単位		H21	H22	H23	H24
	就労により自立した世帯	世帯	目標	—	—	40	40
実績			0	44	28		
			目標				
			実績				

事業の自己評価	平成23年度の実施結果	<p>事業の達成状況</p> <p>年間平均700世帯に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長した。 平成24年3月末には744世帯1,103人となり、保護率は前年度末の6.03%から7.19%となり、前年比1.16ポイント増となった。 年度末の世帯類型別状況は、高齢者世帯260世帯(34.9%)、母子世帯63世帯(8.5%)、傷病・障害世帯193世帯(25.9%)、その他の世帯228世帯(30.6%)となっている。対前年度比は、高齢者世帯113.0%、母子世帯123.5%、傷病・障害世帯114.9%、その他の世帯123.9%となっており、全体としては、117.5%の伸びとなっている。 年平均7世帯に対して、支援給付を実施した。</p>
	事業実施における課題等	<p>求職者がいる「その他世帯」は、平成20年末からの世界的な経済不況により景気減速で生産や雇用も厳しい状況となって依然として雇用情勢の好転のきざしがみられないため、就労に就けない者が増加し、平成20年度末に65世帯であったその他世帯が、平成22年度末には184世帯となり、平成23年度末には228世帯となり、3.5倍の伸びとなっている。</p>
	事業を縮小・廃止したときの影響	<p>法定受託事務のため代替もなく、市民の最低文化生活を保障することができない。</p>
今後の事業の方向性	方向性の判定	<p>現状維持</p>
	判定理由	<p>法定受託事務のため代替もなく、市民の最低文化生活を保障することができない。</p>
	改善案等	<p>「福祉から就労」支援事業により、求職中である支援対象者に対して、ハローワークとともに、チーム支援を図る。 平成24年度については巡回相談を開始し、ハローワークに行くことが困難な者等について支援する。</p>

二次評価	方向性の判定	<p>判定理由</p>
	現状維持	<p>一次評価のとおり。</p>